処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第107条の５第２項
処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の５第２項（自動車等の運転禁止等） 道路交通法施行令第40条第２項（自動車等の運転の禁止の基準）
処　分　基　準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、 別添に従い処分の軽減を行う。
問　合　せ　先：警察本部運転免許課（電話022-373-3601）
備　　考：